

件名	愛媛県中小企業者等向け融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例
主管課	経営支援課
根拠法令等	

【制定の概要】

県と愛媛県信用保証協会との間に締結された損失補償契約に基づき、県が同協会に対して有する回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、議会の議決を経ることなく、迅速な中小企業者等の事業再生の促進を図り、もって中小企業の振興に寄与するため、この条例を制定しようとするものである。

【条例の概要】

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 回収納付金を受け取る権利の放棄
- 第4条 報告
- 第5条 委任
- 附則

施行日	公布日
-----	-----

【その他参考事項】

○制度の概要

当条例は、県が信用保証協会に対して行った損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関して定め、中小企業者等の事業再生に機動的に対処するために制定するもの。

対象事業者	県制度融資の新事業創出支援資金を利用した事業者
放棄する要件	・公的支援機関等による再生支援計画に基づくもの ・中小企業の振興に資すると知事が認めること など

○県制度融資の関係図

